

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【科学技術振興機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日4日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	科学技術振興機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 伊東研修施設については、平成24年3月14日付けで売却を実施し、売却収入11,280千円を平成24年3月28日付けで国庫納付を完了した。</p> <p>池袋宿舎については、平成25年4月30日付けで、現物による国庫納付を完了した。与野宿舎については、関東財務局による現地調査を実施する等、国庫納付に向けた手続きを進めている。</p> <p>● 南青山宿舎(自主的に処分を決定)については、平成22年6月に売却し、売却収入29,482千円を平成22年度中に国庫納付した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針、独立行政法人通則法等の法令に基づき、より速やかに納付することとしている。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 該当なし。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 国内外の事務所等について、見直しを実施し、東京に立地する事務所の集約、イノベーションプラザ等の廃止を実施した。また、海外事務所については、他法人との共用を決定した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 平成22年11月に神田事務所を廃止した。残る6事務所については、平成23年度中に東京本部とその近隣の計2か所に集約した。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>○ パリ事務所について、宇宙航空研究開発機構及び日本原子力研究開発機構と平成26年1月までに共用化することとしている。北京事務所について、平成23年4月から、理化学研究所と会議室等を共用している。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 伊東研修施設については、平成24年3月14日付けで売却を実施し、売却収入11,280千円を平成24年3月28日付けで国庫納付を完了した。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 国内外の事務所等について、見直しを実施し、東京に立地する事務所の集約、イノベーションプラザ等の廃止を実施した。また、海外事務所については、他法人との共用を決定した。所有するプラザ(8か所)の施設については、自治体等へ4館(石川、京都、大阪、福岡)の移管を完了した。他4館についても引き続き移管を進めている。</p>

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

- 平成23年度においては、平成20年度契約実績を基準とする新しい随意契約見直し計画に基づき、引き続き競争性のない随意契約の見直しを実施した。また、一者応札応募対策として以下の取り組みを実施している。
- ①仕様書チェックリストによる点検
平成22年度に導入した仕様書チェックリストにより、競争を妨げる要因となる項目について引き続き契約担当部門が点検する体制としている。
- ②競争参加要件の緩和徹底
前年度に引き続き、競争入札参加に際して、機構の参加資格に限定せず、広く国の競争参加資格での参加も認めている他、競争性確保のため、参加可能な等級を予定価格に対応する格付等級に限定せず、上下の等級に拡大している。
- ③公告期間確保の周知徹底
十分な公告期間を確保するよう、公告期間の延長(総合評価等審査が必要なものは20日以上、それ以外の入札は10営業日以上)について周知徹底している。
- 平成22年度契約状況(※平成21年度補正予算含む)
(金額ベース(単位:円))
一般競争等83,892,762千円(97.0%)、競争性のない随意契約2,579,985千円(3.0%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等4,403件(95.0%)、競争性のない随意契約232件(5.0%)
- 平成23年度契約状況
(金額ベース(単位:円))
一般競争等42,999,390千円(93.7%)、競争性のない随意契約2,866,721千円(6.3%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等3,786件(94.8%)、競争性のない随意契約207件(5.2%)
- 平成24年度契約状況
(金額ベース(単位:円))
一般競争等153,583,026千円(98.2%)、競争性のない随意契約2,814,169千円(1.8%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等6,990件(97.4%)、競争性のない随意契約188件(2.6%)

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

※記載不要

<p>② 契約に係る情報の公開</p> <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、科学技術振興機構と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めると、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>
<p>④ 調達の見直し</p> <p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめるとともに、研究機器については必要に応じ、他の機関と情報交換を行うこととした。</p> <p>○ 文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめるとともに、研究機器については必要に応じ、他の機関と情報交換を行うこととした。</p> <p>● 調達に係る仕様要件の見直しについては、契約監視委員会の点検結果を踏まえ実施している。さらに、平成22年度より導入した仕様書チェックリストにより仕様要件の確認を行い、競争性の確保に取り組んでいる。 ● 価格比較の結果、リース方式が割安な場合には、リースにより調達している。 ● 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努めている。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● OA用情報システム運用管理業務と位置づけられた2業務については、「公共サービス改革基本方針(平成25年6月閣議決定)を踏まえ、引き続き調達の内り方等について検討を行う。 ● 外国人研究者宿舎の施設管理・運営業務について、民間競争入札を実施する。成25年12月を目処に入札公告し、平成26年4月から落札者による事業を実施する。なお契約期間は平成26年4月から平成29年3月までの3年間とする。
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 随意契約見直し計画に基づき、国の少額随意契約基準以上の調達案件については、一般競争により実施し、やむを得ない場合であっても企画競争や公募等の競争性及び透明性の高い契約方式で調達を行っている。 ○ 文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめるとともに、研究機器については必要に応じ、他の機関と情報交換を行うこととした。
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家公務員の給与改定・臨時特例法が施行されたことを踏まえ、国に準じた給与改定・臨時特例措置を、役員及び管理職職員については平成24年4月から、一般職職員については平成24年10月から実施した。
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与水準の是正策を実施した結果、より実態を反映したラスパイレ指数(年齢・地域・学歴勘案)は100.8であり、国家公務員と概ね同程度の給与水準となっている(ラスパイレ指数(年齢勘案)116.1)。なお、給与の臨時特例措置の実施時期が労働組合との交渉の影響により一般職職員で遅れたため、ラスパイレ指数(年齢・地域・学歴勘案)で100を超えているが、平成25年度については、国との実施時期の差が無くなるので、適正な給与水準に戻ることが見込まれる。今後とも、国家公務員の給与水準の推移に注視しつつ、適正な給与水準を維持できるよう努める。
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の内り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 役員報酬等については、個人情報保護にも留意しつつ、機構ホームページにて公開している。

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 監事監査(常時監査)として、理事会議・その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べている。また、重要な文書については回付を受け、必要に応じて意見を述べている。 ● 機関評価(文部科学省独立行政法人評価委員会、政策評価・独立行政法人評価委員会)において、業務運営の効率化という項目にて評価が行われている。
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報ポータル部を廃止し、間接部門の整理統合を行った。科学技術イノベーションの創出に向け、効果的・効率的な業務実施体制とすべく組織編成を行った。 ● 平成24年度の一般管理費(物件費)の実績は、1,085,703千円であり、基準額に対して5.7%の削減となり、年度計画を着実に推進した。また、文献情報提供事業以外の事業に係る業務経費(競争的資金を除く)については、平成24年度の実績が16,740,616千円と基準額に対して1.08%の削減となり、業務の効率化を推進した。
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のように国家公務員に準じたものとなるように措置している。 給与振込経費は、複数口座への振込について国に準じて一本化した。 振込手数料の減額について、取引銀行と交渉し、平成24年1月引き落とし分から引き下げられている。 海外出張における複数見積り合わせによる格安航空券の購入や、国内パック旅行の周知徹底を行っている。 諸手当については、一般職の期末手当の支給月数を国家公務員と同月数としている(管理職は国よりも低い月数)。なお、広域異動手当の率(300km以上)は、国より低い水準としている。
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 年度計画に基づく、各事業の支出予算を定める際に、所要額の積算について事業担当部署へのヒアリング等により必要な経費を精査している。また、予算を計画的に執行するため「予算会議」を設置し、予算執行状況の把握や調査を行い、必要な措置を講じている。
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 監事による監査、研究倫理・監査室による内部監査、科学技術振興機構運営会議による審議、各事業における外部有識者などによる指摘・助言等を経営や業務に反映等するとともに、理事長の指示のもと分掌等された役員や推進本部等の組織体制の構築、財務や業務情報の開示とその意見募集等を実施するなどにより適正な法人経営を実施する体制を整備・維持している。

5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 日本科学未来館における来館者からの入場料収入等(平成24年度の実績は398,721千円)、外国人研究者宿舎における入居者からの入居料等収入(平成24年度の実績は150,956千円)など、機構の実施する事業の受益者より適正な負担を求めている。文献情報提供勘定における事業では全て受益者負担により国費投入をすることなく事業を実施している(平成24年度の総事業費は3,075,945千円)。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 日本科学未来館や文献情報提供勘定における事業等において、賛助会の設立等による寄付附金や協賛金の募集・受入をおこなっており、一層の国費の縮減に努めている(平成24年度の受入実績34,345千円)。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 特許については、より積極的なライセンス活動に努め、更なる自己収入の拡大を図っている(平成24年度 あっせん・実施許諾件数424特許)。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 各事業における提案審査は、外部有識者で構成する評価委員会を設置、実施している。募集開始について複数の提案候補者に広く周知するとともに、募集の開始、審査の基準、審査の方法、審査員等について機構のホームページや公募要領等にて公開し透明化を図っている。</p> <p>例 戦略的創造研究推進事業 http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html 研究成果展開事業 http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/index.html 戦略的国際科学技術協力推進事業 http://www.jst.go.jp/inter/index.html 次世代人材育成事業 http://spp.jst.go.jp/o_kikan/</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日 内閣総理大臣決定)に示された評価の実施時期、評価方法、評価結果の取扱い等を踏まえ、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事前・中間・事後評価結果等をホームページにて公表している。</p> <p>例 戦略的創造研究推進事業 http://www.jst.go.jp/kisoken/crest/evaluation/index.html 研究成果展開事業 http://www.jst.go.jp/a-step/hyoka/index.html 戦略的国際科学技術協力推進事業 http://www.jst.go.jp/inter/sicp/evaluation.html 次世代人材育成事業 http://spp.jst.go.jp/j_kikan/enquete.html</p>

No.	24	所管	文部科学省	法人名	科学技術振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 新技術創出研究事業	事業の優先度の明確化、重点化、競争的資金制度の大括り化の徹底	23年度から実施	政府における総合科学技術会議の在り方に関する見直しと並行して、事業の優先度を明確化し、重点化を行う。特に、地域イノベーション創出総合支援事業については平成25年度末までに、理科支援員等配置事業については平成24年度末までに廃止する。	2a	第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）を踏まえ、①戦略的創造研究推進事業、②研究成果最適展開支援プログラム等の研究領域設定・募集を実施した。地域イノベーション創出総合支援事業については、期限までに廃止する。理科支援員等配置事業については、平成24年度末をもって廃止した。	地域イノベーション創出総合支援事業については平成25年度末までに廃止する。
02 新技術の企業化開発事業						
03 国際研究交流事業						
04 科学コミュニケーションの推進事業	日本科学未来館の直轄運営	22年度から実施（実施済み）	また、競争的資金制度の大括り化を徹底させ、トップダウン型の競争的資金制度を統合する中で事業運営を効率化する。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。	1a	平成22年度に6制度あったJSTの競争的資金制度を、平成23年度には3制度に半減させ、事業運営の効率化を進めた。平成23年度予算については、概算要求額から△3.1%の縮減を実施している（2,664,219千円減（85,185,216千円→82,520,997千円））。	措置済み
			日本科学未来館については、科学技術広報財団への委託を取りやめ、直轄運営とする（22年10月）。	1a	措置済みである。	措置済み
05 科学技術情報流通促進事業	科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスの実施	23年度から実施	科学技術文献情報提供事業については、平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する。	1a	平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度に事業者を決定。平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施した。	措置済み
	電子情報発信・流通促進事業等の一層の効率化	23年度中に実施	科学技術情報連携活用推進事業、電子情報発信・流通促進事業、技術者継続的能力開発事業、研究者人材データベース構築事業、バイオインフォマティクス推進センター事業については、一層の効率化を図り、事業規模を縮減する。	1a	一部プログラムの終了やシステム開発・運用費の縮減により一層の効率化を図り、平成23年度予算において事業規模を大幅に縮減した（前年度比△28.1%、1,367,459千円減（4,864,200千円→3,496,741千円））。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
06	不要資産の国庫返納	伊東研修施設	23年度中に実施	伊東研修施設の持分所有権を処分し、売却収入を国庫納付する。	1a	・持分所有権を処分し、平成23年度中に売却収入11,280千円を国庫納付した。	措置済み
07	不要資産の国庫返納	与野宿舎、池袋宿舎	23年度以降実施	与野宿舎、池袋宿舎については、現入居者が退去次第、速やかに国庫納付の手続を開始する。	2a	池袋宿舎については、平成25年4月30日付けで、現物による国庫納付を完了した。与野宿舎については、関東財務局の現地調査を実施する等、国庫納付に向けた手続きを進めていく。	与野宿舎については、引き続き国庫納付に向けた手続きを進めていく。
08	事務所等の見直し	二番町事務所等7事務所の集約化	23年度を目途に実施	二番町事務所等7事務所については、平成23年度を目途に集約化し、コストを縮減する（年間1.6億円以上のコストダウンを実現する）。	1a	・平成22年11月に神田事務所を廃止した。 ・残る6事務所については、平成23年度中に東京本部とその近隣の計2か所に集約した。その結果、年間賃料を164,755千円削減した。	措置済み
09	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	22年度中に実施	パリ、北京の海外事務所を他の研究開発法人と共有するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共有化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	・パリ事務所について、宇宙航空研究開発機構及び日本原子力研究開発機構と平成26年1月までに共有化することとしている。 ・北京事務所について、平成23年4月から、理化学研究所と会議室等を共有している。	措置済み
10	事務所等の見直し	イノベーションブランチ岐阜の廃止	22年度中に実施（実施済み）	イノベーションブランチ岐阜を廃止する（22年9月）。	1a	・措置済みである。	措置済み
11	事務所等の見直し	イノベーションプラザ等（19か所）の廃止	23年度以降実施	全国19か所に立地するイノベーションプラザ等について、自治体等への移管等を進め、廃止する。	2a	全国19か所に立地するイノベーションプラザ等について廃止した。所有するプラザ（8か所）の施設については、自治体等へ移管等を進めている。 移管完了：4館（石川、京都、大阪、福岡） 移管先決定、手続き中：2館（北海道、宮城） 交渉中：2館（愛知、広島）	平成25年度末までを目途に移管する。
12	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	・平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	措置済み
13	組織体制の整備	間接部門の整理統合等	22年度から実施	間接部門を整理統合することにより経費の縮減を図るとともに、その他の部門についても統合による効率化を図る。	2a	広報ポータル部を廃止し、間接部門の整理統合を行った。科学技術イノベーションの創出に向け、効果的・効率的な業務実施体制とすべく組織編成を行った。	引き続き、科学技術イノベーションの創出に向け、効果的・効率的な業務実施体制とすべく組織編成を行う。

No.	24	所管	文部科学省	法人名	科学技術振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し 新技術創出研究事業、 企業化開発事業、研究 開発交流支援事業	助成を行った研究課題について、追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・発信の仕組み及び日本版バイ・ドール規程を適用しない特許について成果の機構への還元の仕組みを平成19年度末までに構築する。	1	<p>【追跡調査等成果把握の仕組み】</p> <p>終了した研究課題について、科学技術的、社会的、経済的波及効果を検証するため、追跡調査等を実施し、研究開発成果の発展状況や活用状況等を把握する仕組みを構築した。</p> <p>具体的な取り組みとしては、例えば、委託開発において、開発終了後1年以内に開発成果の実施状況（成果売上、製品化可能性等）、今後の見込みなどについて、報告書・アンケート・ヒアリング・現地調査を通じて、追跡調査を行っている。</p> <p>【成果公開・発信の仕組み】</p> <p>研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について継続的・体系的に把握し、可能な限り国民に分かりやすい形で報道発表やインターネット、シンポジウム等を通じて積極的に情報発信する仕組みを構築した。</p> <p>具体的な取り組みとしては、報道機関を通じた情報発信としては、ヒトiPS細胞（人工多能性幹細胞）作製成功や新系統の超伝導物質発見などの顕著な研究成果をはじめとしたプレスリリースを積極的に行い、特に迅速に発信すべき内容については特別シンポジウムや広報誌の特別号発行などを行った。また、ホームページに最新の研究・開発成果を紹介したり、最新活動報告を掲載するなど逐次情報発信を行っている。さらに、JSTの事業内容及び成果を一般の人にも分かりやすく紹介するため、広報誌「JST News」を毎月発行し、全国の大学等の研究機関の他、科学館や高校などにも幅広く配布している。</p> <p>【日本版バイ・ドール規程を適用しない特許について成果の機構への還元の仕組み】</p> <p>大学等及びJSTの研究開発成果について、J-STORE（研究成果展開総合データベース）等による技術情報の公開や、大学見本市や新技術説明会の開催を通じて、技術シーズと産業界ニーズのマッチングを図り、大学等及びJSTの研究開発成果の技術移転を促進する仕組みを構築した。</p>	
2	事務及び事業の見直し 新技術創出研究事業、 企業化開発事業、研究 開発交流支援事業	競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止のため、研究機関監査室、プログラム調整室、告発窓口やPD（プログラムディレクター）、PO（プログラムオフィサー）が一体的・効果的に機能する仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、資金配分額の多い機関を中心に行うサンプリング調査等については、同調査の対象とする課題の選定基準等を作成する。さらに、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。	1	<p>【競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止】</p> <p>競争的資金を中心とした公募型の研究資金を適正に管理し、もって事業の健全な運営を確保するため、「競争的資金等に係る不正防止推進委員会」を設置し、JST全体で一体的・効果的に競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止にあたる体制を整備した。</p> <p>平成22年7月から、新たに研究倫理・監査室を設置し、大学等の研究機関におけるJSTの競争的研究資金等に係る研究不正対応、論文等に係る研究不正の対応や調整を行うための機能を強化した。</p> <p>平成24年度より、新規採択の研究代表者等を対象とした研究倫理講習会を開催し、不正防止の周知徹底を図った。また、雇用研究者全員に対して研究倫理教材の履修を義務付けていたが、平成25年度からは新規採択のすべての研究者を対象に広げた。</p> <p>【資金配分額の多い機関を中心に行うサンプリング調査】</p> <p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）＜平成19年2月25日 文部科学大臣決定＞」の主旨・方針を踏まえ、①配分額の多い機関、②過去に不正の発生した機関、③採択課題数の多い機関、④研究配分期間が長期に亘る機関、⑤小規模な研究機関、NPO等、⑥その他に留意して、サンプリング調査等の選定基準等を作成した。</p> <p>【府省共通研究開発管理システムの活用】</p> <p>総合科学技術会議及び文部科学省の方針を踏まえ、府省共通研究開発システム（e-Rad）を活用し、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除、告発窓口や応募制限等による研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止対策を強化した。</p>	
3	事務及び事業の見直し 新技術創出研究事業、 企業化開発事業、研究 開発交流支援事業	審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を継続的に進める。	1	<p>競争的資金について、研究課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行い、業務の効率化に努めている。</p> <p>具体的な取り組みとしては、研究委託率の引き上げによる事務参事等人員の削減、集約化による事務所の削減などを継続的に行っている。</p>	

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
4	事務及び事業の見直し 新技術創出研究事業、 企業化開発事業、研究 開発交流支援事業	政策ニーズ、応募件数、採択率等を踏まえ、競争的資金の個別事業の必要性を 不断に見直すこととする。	1	事業運営全般について外部有識者の参画を得て、毎年度自己評価を実施し、評価結果を事業 運営等に適切に反映させ、JSTにおけるPDCAサイクルを実施するとともに、国から提示される 政策ニーズ、総合科学技術会議の提言や文部科学省独立行政法人評価委員会の評価等も踏まえ つつ、制度の見直し、改革を継続的に行っている。 具体的な取り組みとしては、平成18年度をもって創造科学技術推進事業、国際共同研究事 業、計算科学技術活用型特定研究開発推進事業及び権利化試験を、平成19年度をもって人道的 対人地雷探知・除去技術研究開発推進事業を、平成20年度をもって社会技術研究開発事業（計 画型）及び革新技術開発研究事業をそれぞれ廃止した。さらに、平成20年度をもって独自の シーズ展開事業、産学共同シーズイノベーション事業の新規募集を停止し、平成21年度から 両事業を再編しより研究開発の段階に合わせたより効率的な支援を行なう研究成果最適展開支 援事業を開始した。さらに、平成22年度に6制度あった競争的資金制度を平成23年度には3制度 に半減させ、事業運営の効率化を進めた。	
5	事務及び事業の見直し 新技術創出研究事業、 企業化開発事業、研究 開発交流支援事業	平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン （実施基準）に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件とする。	1	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）＜平成19年2月25 日 文部科学大臣決定＞」に基づき、平成20年度応募分から、募集要項等に研究機関における 研究費の管理・調査体制整備の必要性を明記するとともに、ガイドラインに基づく体制整備等 の状況報告書の提出を求めることとした。	
6	事務及び事業の見直し 科学技術情報流通促進 事業	平成21年度単年度黒字化達成後、公益性を考慮しつつ平成30年度までの新たな 改善計画を策定（第Ⅱ期経営改善計画中に前倒し策定を予定）し、平成30年度時 点で経常利益率20%の高収益体質の確立を目指すことにより、累積欠損金の解消 を加速させる。	2	第Ⅱ期経営改善計画（平成19～23年度）及び第Ⅲ期経営改善計画（平成24～28年度）を着実に 実施し、経営基盤の強化・収益性の改善を図ることにより、繰越欠損金を継続的に縮減して おり、これまで計画どおりの進捗となっている。 科学技術文献情報提供事業は、平成22年4月に行政刷新会議の実施した事業仕分けで「事業 の実施は、民間の判断に任せる」との判定を受け、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基 本方針」（平成22年12月閣議決定）では、「平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開 始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する」との方針が示された。 平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者による サービスを実施した。	科学技術文献情報提供事業の民間 事業者への移行を反映した、第Ⅲ 期経営改善計画に基づき、繰越欠 損金の継続的な縮減を図る。
7	事務及び事業の見直し 科学技術情報流通促進 事業	利用者ニーズの高い新商品の投入、積極的な営業活動の展開等により、増収を 図るとともに、システム関連経費の見直し、収益性の悪い商品の廃止（廃止基準 の策定）及び人件費等の削減等により、大幅に経費を削減する。	1	【第Ⅱ期経営改善計画期間中の対応（平成19年度～23年度）】 サービスの機能改善、追加への対応として、利用者ニーズと収益性を踏まえ、JDreamに係る機 能改善、その他サービスに係る機能追加を実施した。民間連携によるサービス向上策として、 特許情報提供機関と連携し、解析可視化サービス用文献データ販売を展開した。 収益性判断に基づくサービスの廃止として、商品別原価計算を実施し、収益性の悪いサービス を廃止した。抄録付与対象誌の厳選策として、利用の少ない分野は索引のみの収録にする等、 抄録付与対象誌を厳選した。これら、事業内容の見直しにより、提供するサービスの収益性を 改善させ、毎年度黒字達成可能な事業構造へ転換した。 【第Ⅲ期経営改善計画期間中の対応（平成24年度～平成28年度）】 科学技術文献情報提供事業は、平成22年4月に行政刷新会議の実施した事業仕分けで「事業 の実施は、民間の判断に任せる」との判定を受け、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基 本方針」（平成22年12月閣議決定）では、「平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開 始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する」との方針が示された。 平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者による サービスを実施した。	

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
8	事務及び事業の見直し 科学技術情報流通促進事業	科学技術情報流通促進事業（一般勘定）のデータベースについては科学技術情報政策上の必要性、利用者からのニーズ等を勘案しつつ評価し、その必要性が低いと認められる事業につき見直しを行う。	1	外部有識者・専門家からなる「科学技術情報流通のあり方検討委員会」において、中長期的な科学技術情報政策上のビジョンを検討した。それを踏まえて策定された「科学技術情報流通のあり方に関する提言」（平成21年2月25日）に基づき事業を推進することとしている。 科学技術情報流通促進事業全般の運営のあり方等を検討するために、外部有識者・専門家からなる「科学技術情報事業委員会」を設置し、各事業の政策上の必要性、利用者からのニーズ等を勘案しつつ、事業評価を実施している。平成22年度の事業仕分けの結果に対応し、失敗知識データベースは、合理化のため平成22年度末で事業を終了するなど見直しを行った。	
9	組織の見直し 組織体制の整備	東京本部について、自ら保有し、現地に立地することが必要不可欠であることについて、各事業への影響、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、説明責任を果たすべく、具体的なスケジュールを示して検討する。	1	東京本部を自ら保有し、現地に立地することが必要不可欠であることについて、説明責任を果たすため、各事業への影響及び経済合理性の観点からスケジュールに沿って調査を行うとともに外部有識者を含む委員会を設置し検討を進めた。その結果、現所在地を離れ、郊外に移転することは、各事業の円滑な推進に大きな影響を与えることから、引き続き現地に立地することが必要不可欠であり、また、東京本部を保有し続けた方が、事務所賃貸料が安い郊外へ移転した場合よりも、経済合理性があるとの結論に至った。当該結論についてホームページで公表（平成21年3月27日）しているところである。	
10	組織の見直し 組織体制の整備	JSTイノベーションプラザ及びサテライトについて、外部有識者による評価等を踏まえて、成果が低調でかつ改善の見通しが立たないものは、廃止する等の見直しを行う。	1	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月閣議決定）において「イノベーションプラザ等（19か所）の廃止」とされたことを踏まえ、全国19か所に立地するイノベーションプラザ等について、平成23年度に廃止した。所有するプラザ（8か所）の施設については、自治体等へ4館（石川、京都、大阪、福岡）の移管を完了した。	既に廃止の措置は行っているが、残り4館の移管等を平成25年度末までに進める。
11	組織の見直し 支部・事業所等の見直し	海外事務所については、政策ニーズや費用対効果の観点から説明がつかない事務所については、廃止等見直しを行う。	1	JSTの業務全般の国際化や国際展開を進める観点から、既存の海外事務所の体制・役割・国際業務の実施態様の見直しについて審議する「海外事務所検討会議」を設置し、海外事務所について政策ニーズや費用対効果の観点から、検討・見直しを行った。検討の結果、現行の国・地域を担当する海外事務所は重要な役割を果たしており、廃止せずさらに機能強化を図っていくことが必要であるとの結論に至った。 他方で、経費合理化の観点から、ワシントン事務所は、平成22年3月から、日本学術振興会と会議室等の共有及び共同運用を行っている。パリ事務所は、宇宙航空研究開発機構及び日本原子力研究開発機構と平成26年1月までに共用化することとしている。北京事務所は、平成23年4月から、理化学研究所と会議室等を共用している。シンガポール事務所は、平成21年7月から、理化学研究所と会議室等を共用している。	
12	運営の効率化及び自律化 科学技術理解増進事業	日本科学未来館の収支改善に向けて、来館者数、自己収入、事業効果等に関する数値目標を盛り込んだ「業務の効率化及び自己収入の増加方策プログラム」を着実に実施する。	1	「業務の効率化および自己収入の増加方策プログラム（平成19年6月策定）」の達成状況については、毎年度検証し、公表することとしている。 平成19年度～平成23年度の第2期中期計画5年間で合計1,650百万円の自己収入の獲得目標に対し、2,074百万円となり、目標額を達成した。	
13	運営の効率化及び自律化 保有資産の見直し	区分所有している茅野（車山）の研修施設については、稼働率が低迷していることから、平成20年度末までに持分を売却するとともに、伊東の研修施設については設置目的に照らした利用状況を踏まえつつ、持分の売却を含めた在り方を検討する。	1	茅野（車山）の研修施設については、平成21年3月19日付けで売却を実施し、売却収入3,360千円を平成23年3月25日付けで国庫納付を完了した。 伊東の研修施設については、独立行政法人整理合理化計画における保有資産の見直し等を踏まえ、持分の売却を含めた在り方を検討した結果、独立行政法人の保有資産売却の方向性に加え、施設維持費や研修旅費等も含めた一般管理費削減の観点等からも、引き続き施設を維持する必要性は低いと判断し、平成22年9月に重要な財産の処分の認可を行った。平成24年3月14日付けで売却を実施し、売却収入11,280千円を平成24年3月28日付けで国庫納付を完了した。	

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
14 運営の効率化及び自律化	随意契約の見直し	分任契約担当者の増設や一括発注の推奨、前渡資金事務所の効率的な活用等随意契約の見直しの取組を行う。	1	「随意契約見直し計画（平成19年12月策定）」に基づき、（1）業務手順の確立（業務マニュアルの作成や入札手続きの合理化や公告方法の検討等）、（2）複数年度契約の拡大、（3）契約事務体制の整備（効率的な組織体制の構築、前渡資金事務所等の効率的な活用等）、（4）契約事務担当職員の養成（一括発注の推奨等）、（5）プロジェクトチームの設置の各項目について順次実施するとともに、平成20年1月より随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行した。	